

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市条例第11号

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市役所（以下「市役所」という。）の土木技術職員及び建築技術職員（以下「土木技術職員等」という。）の確保に資するため、将来、市役所において土木技術職員等の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する次に掲げる教育機関（以下「学校等」という。）に在籍し、土木に関する学科又は建築に関する学科を専攻し、かつ、市役所における土木技術職員等の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、予算の範囲内において、規則で定める額の修学資金を無利息で貸与することができる。

- (1) 法第1条に規定する学校のうち、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）、大学、大学院及び短期大学
- (2) 法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）

(貸与の申請及び決定)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、申請者に通知するものとする。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第4条 市長は、修学資金の貸与の決定の通知を受けた者が規則で定める貸与の決定の取消し又は停止となる事由に該当すると認めるときは、貸与の決定を取消し又は停止するものとする。

(返還)

第5条 第3条に規定する修学資金の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)は、規則で定める修学資金を返還すべき事由に該当したときは、その事由が生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月に達する日までに返還を開始するものとし、返還を開始した日から起算して10年以内に規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金を月賦若しくは半年賦又は一括払で返還しなければならない。

(返還の猶予)

第6条 市長は、借受者が規則で定める返還を猶予すべき事由に該当すると認めるときは、学校等を卒業又は修了した日の属する月の翌月の初日から起算して3年間を限度として修学資金の返還を猶予することができる。ただし、疾病、負傷その他のやむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると認めるときは、返還を猶予する期限を延長することができる。

(返還の免除)

第7条 市長は、土木技術職員等である借受者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の返還の全部を免除することができる。

- (1) 市役所に採用された日から起算して、疾病、負傷その他のやむを得ない事由により業務に従事できなかった期間(以下「除算期間」という。)を除き、引き続き10年間業務に従事したとき。
- (2) 市役所の業務に従事する期間において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病、負傷その他のやむを得ない事由により、当該事由が発生した以後、土木技術職員等として業務に従事することが見込めないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

2 市長は、借受者が、市役所に土木技術職員等として採用された日から起算して、業務に従事することができなくなった日までの期間(除算期間を除く。)が10年未満である場合は、当該期間に応じて、修学資金の一部の返還を免除することができる。

(遅延利息)

第8条 市長は、借受者が、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに返還すべき当該修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の額に、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から当該修学資金を返還した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条の規定による法定利率を乗じて計算して

得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。